

I 基本構想編

序. 総合計画について

- 1 節 第五次総合計画の策定について
- 2 節 総合計画の役割
- 3 節 総合計画の構成と期間
- 4 節 南風原町の概況と課題

1. 南風原町の将来像

- 1 節 基本理念
 - 2 節 将来像
 - 3 節 将来人口
- 総合計画の体系

2. まちづくり目標と達成するための柱

- まちづくり目標 1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち（自治・協働）
- まちづくり目標 2 きらきらと輝く人が育つまち（教育・文化）
- まちづくり目標 3 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち（健康・福祉）
- まちづくり目標 4 工夫と連携で産業が躍動するまち（産業・雇用）
- まちづくり目標 5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち（都市基盤・安全・安心）
- まちづくり目標 6 環境と共生する美しく住みよいまち（環境）

3. 土地利用構想

- 1 節 土地利用の基本方針
- 2 節 土地利用の個別方針
- 3 節 新規土地利用地区

序. 総合計画について

1 節 第五次総合計画の策定について

総合計画は、本町の長期的な将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。その策定にあたっては以下の点に配慮する必要があります。

(1) 第一次～四次総合計画の変遷

昭和 49 年（1974）～昭和 70 年（1995）を計画期間とする第一次及び第二次の総合計画は「豊かな自然環境を生かした生活利便性の高い田園都市」を将来像とし、本土との格差是正及び自立的発展、生活環境向上のための基盤整備や公共施設の整備を推進してきました。

第三次総合計画（計画期間：平成 8 年（1996）～17 年（2005））の将来像は「自然と文化が活きづく田園都市」、第四次総合計画（計画期間：平成 19 年（2007）～28 年（2016））の将来像は「ともしつくる黄金南風の平和郷」と、地域のアイデンティティへの気付きや確立から町民が主役となるまちづくりに取り組んできました。

(2) 社会経済情勢の変化

本町においても重要となる少子高齢化や長期的な人口増加への対応、東日本大震災や地球温暖化に伴う異常気象など災害への対応、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化など、取り組むべき課題も多様化し複雑になってきています。

日本経済は、バブル崩壊やリーマンショックにより低迷し、その後の経済政策等により平成 25 年（2013）頃から回復基調にありました。ところが、令和 2 年（2020）の新型コロナウイルス感染症の世界的流行で未曾有の経済停滞にさらされています。



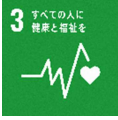




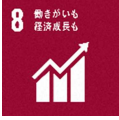










昨今の新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、人命の危機とともに、活動制限による社会経済活動へ多大な影響を及ぼしています。先行きが不透明な中で、新たな生活様式への対応や社会経済活動のあり方が見直されています。

平成 27 年（2015）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」^{※1}は、実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、令和 12 年（2030）を期限とす

^{※1} 持続可能な開発目標(SDGs)：平成 27 年（2015）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国では、令和 2 年（2020）12 月にコロナ禍からの「よりよい復興」と新たな時代への社会変革として「SDGs アクションプラン 2021」が示されました。この中では、「感染症対策と次なる危機への備え」「よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」「SDGs 地域再生計画を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」の 4 つを重点事項として、SDGs の達成に向けて国内実施・国際協力を加速化し、国際社会に日本の取組を共有・展開するとしています。

る国際目標です。地方自治体には、SDGs の浸透と取組の加速化、体制作りと各種計画への反映などが期待されています。

SDGs の 17 の目標と詳細

<p>【貧困】</p> 	<p>【飢餓】</p> 	<p>【保健】</p> 	<p>【教育】</p> 
<p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>【ジェンダー】</p> 	<p>【水・衛生】</p> 	<p>【エネルギー】</p> 	<p>【経済成長と雇用】</p> 
<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>【インフラ、産業化、イノベーション】</p> 	<p>【不平等】</p> 	<p>【持続可能な都市】</p> 	<p>【持続可能な消費と生産】</p> 
<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>【気候変動】</p> 	<p>【海洋資源】</p> 	<p>【陸上資源】</p> 	<p>【平和】</p> 
<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>【実施手段】</p> 			
<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>			

(3) 自治体を取り巻く環境の変化

平成 12 年（2000）4 月、地方分権一括法の施行により、国から地方自治体への権限移譲が進められ、地方自治体の自己責任を伴う自己決定権が拡大されました。これにより地方自治体の裁量による地域づくりが行える環境が整ってきました。

平成 23 年（2011）8 月には、地方自治法の改正により基本構想の策定の義務付けが撤廃されたことから、地方自治体が自らの意志で総合計画を策定することになりました。その意味で行政や町民の主体性が重要になっています。

都市基盤及び都市施設の老朽化や耐震化など、施設の維持管理及び修繕にかかる予算は今後増加することが予想されています。持続可能な社会を維持し、総合計画の実行性を担保するためにも計画的な財政運営が求められています。

さらに、20 年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」など、国や県の計画及び周辺市町の動向に考慮した総合計画とする必要があります。

(4) 総合計画策定の意義

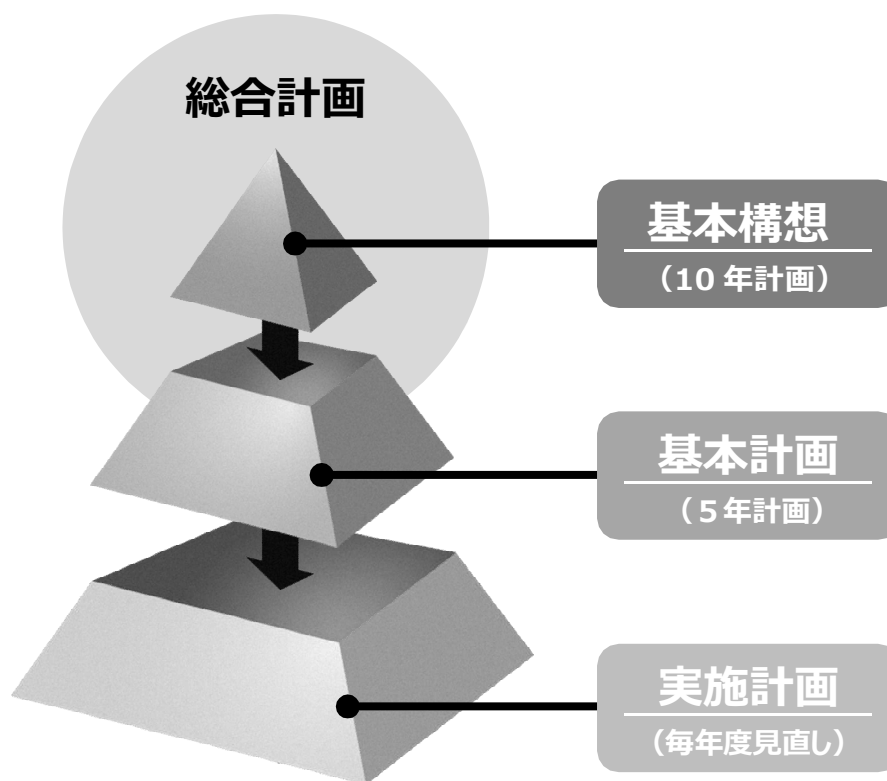
これまでの総合計画の流れを継承するとともに、社会動向や地域課題など環境の変化に対応し、長期的展望を見据えた第五次総合計画を町民との協働により策定します。

平成 26 年（2014）1 月施行の「南風原町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政による協働のまちづくりに向けた基本的な考え方がまとめられました。今後、町民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進し、自立した地域社会の形成をめざします。

2 節 総合計画の役割

- 町政のめざす方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための最上位の計画です。
- 本町のまちづくりの長期的なあり方を定めるとともに、それを実現するまちづくり計画の指針となるものです。
- まちづくり計画に基づき展開される、各施策や事業の実施及び連携の主体となる町民、事業者、行政の行動指針となるものです。

3節 総合計画の構成と期間



基本構想	「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたものです。
	期間：平成29年～令和8年（2017～2026）
基本計画	自治・協働・教育・文化・健康・福祉・産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境等、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたものです。
	期間：前期 平成29年～令和3年（2017～2021） 後期 令和4年～令和8年（2022～2026）
実施計画	基本計画に基づいて、毎年どのような行動・活動をするか、経費が必要な場合はいくらか等をまとめたものです。
	期間：毎年見直し

4節 南風原町の概況と課題

本町を取り巻く環境の変化を受け、町が取り組むべき計画課題について以下に整理します。

(1) 地域力の強化・再生

本町は人口増加傾向にあり、新たな町民の増加、マンション立地による都市化が進んでいます。

一方、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等の様々な要因により、自治会加入率が停滞するなど地域コミュニティに対する意識の希薄化が懸念されています。多様な価値観を持つ町民の行政に対する要求に対し、公平かつ均一的な行政サービスでは地域が抱える様々な課題解決に十分に対処することは困難な状況にあります。

地域課題に対しては、地域が主体となり地域に即した対策を講じる必要があり、そのためにも地域で活動する、様々な団体の活性化と連携・協力が不可欠になります。このため、各種団体への支援を強化し連携体制を構築するなど、地域で問題解決ができるよう地域力の向上が求められています。

(2) 子ども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、本町の出生率は高く毎年 500 人ほどの子どもが誕生しており、全国でも年少人口割合が高いまちとなっています。次世代を担う子どもたちは地域の財産であり、家庭・学校・地域が一体となって、健やかな成長を見守る必要があります。特に、近年注目されている子どもの貧困をはじめ、待機児童対策、子育てや教育に関する様々な問題への対処が求められています。

学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社会の構築が求められています。

(3) ともに支えあう福祉のまちづくり、健康づくり

人は誰しも幸せになりたいと願っていますが、貧困であったり、DV、虐待、引きこもり、病気など、困難を抱えた方は存在します。そのような方が孤立せず、困難な状態から抜け出すことができる地域社会の形成が求められています。

本町は、生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が全国に比べ高く、高度障害に繋がるケースも見られるとともに、若い世代の発症も目立ってきています。町民が元気で幸せに暮らせるよう、健康長寿を取り戻すことが求められています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、人命の危機とともに、活動制限による社会経済活動へ多大な影響を及ぼしています。このような感染症に対応した新しい生活様式への対応や予防に向けた取組が求められています。

(4) 産業と雇用の創出

本町の自立発展のために産業振興は欠くことのできない存在です。町には古くから伝わる伝統産業や戦略的に誘致し地域に定着した印刷業及び情報産業、広域幹線道路の便を活かした商業の立地、さらに沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの立地による医療関係施設の集積が進んでいます。

既存産業が地域で存続していける環境の整備や、医療・情報関連産業の展開、さらに本町のポテンシャルを活かした新たな産業の振興が課題となります。

また、産業振興と合わせて町民の雇用拡大を図り、町民の安定した生活基盤の確保が求められています。

(5) 安全・安心・快適なまちづくり

東日本大震災を契機に防災や減災に対する意識の高まりが見られますが、災害時において重要となる共助の体制が十分に整っているとはいえません。防災や防犯については地域による取組が不可欠であり体制づくりが課題となります。

那覇空港自動車道や国道などの広域幹線道路網が充実しており、沿道やインターチェンジ周辺での商業施設が立地するなど交通や買物の便が良く、本町へ転居する要因となっています。今後は、町全域への交通アクセスの向上を図り、町民すべての交通環境の向上が求められています。

(6) 自然豊かなふるさとづくり（環境に優しいまちづくり）

都市化の進展に伴い緑の減少が進む中、町民は都市と自然の調和を望んでいます。人口増に伴う都市的土地利用を適切に受け止めるとともに、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが求められています。

自然資源を再生・活用し、水と緑のネットワークによる生物多様性の確保や憩いの場の形成を行うなど、町民が愛着の持てるふるさとづくりが課題となります。

美しい自然環境を次世代に引き継ぐために、すべての町民が環境に関する意識を高め、環境保全に向けた取組の実践が必要となっています。

1. 南風原町の将来像

1節 基本理念

基本理念や将来像は、これまでの総合計画における位置づけや時代背景・社会動向を踏まえつつ、本町が10年間のまちづくりの方向を定めるものです。

第三次総合計画の基本理念や第四次総合計画の将来像に“黄金南風の平和郷”が掲げられており、本町がめざすべき普遍的なテーマであると考えています。また、第四次総合計画では主権者である町民自らがつくる総合計画としての取組が行われ、将来像の“ともにつくる”はその精神が盛り込まれたものです。平成26年（2014）1月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」は、町民・議会・行政による協働のまちづくりの環境整備が行われ、今後、実施に向け様々な取組を行う段階にきています。

第五次総合計画は、この流れを継承し協働によるまちづくりを推進するものです。このため、まちづくりの基本理念と将来像については、第四次総合計画を踏襲し一層深化させることをめざします。

【基本理念】

平和

- 私たちの祖先が**平和**を強く願ってきた心は、今日でも人々に受け継がれています。世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を、国内はもとより世界へ向けて発信し続ける、平和なまちづくりをめざします。

自立

- 世界で活躍する人材を輩出してきた南風原町は、豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる**南風**が脈々と流れています。私たちはその気風や精神を受け継ぎ、新たな時代の中で自立した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくりをめざします。

共生

- 私たちの祖先は、恵まれた自然環境と調和しながら、暮らす知恵を築いてきました。また、人々は**ともに**支えあい、団結して地域づくりを進めてきました。まちの様相が移り変わる中で、私たちは改めて、自然との調和、人と人のつながりを大切に共生のまちづくりをめざします。

2節 将来像

と も に つ く る ^{こがねはえ}黄金南風 ^{さと}の平和郷

【語意】

と も に：地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任をもって暮らす住民が、「ともに」個々の思いを現し、意見を交わし、夢・目標を実現していく町民の姿を現したものです。

黄金南風：「南風」には、祖先が農耕に際し広く祈り歌った稲穂祭りの歌の一節に「若夏たてば（初夏になれば）、おろい南風の吹きよい（うるおいの南風が吹いて）」、しぢよい、南風の吹けば（万物に息吹を与える南風よ）、もとつくて（株をしっかり育て）、よよいふさつくて（よい房をつけて）…」とあるように、「南風」は豊かな実りと繁栄をもたらす風を表現したものです。それに“素晴らしい”という意を冠して「黄金南風」と表しました。

平和郷：恒久平和を願う南風原の心を発信するものです。

3節 将来人口

(1) 総人口

本町は、市街地と自然のバランス、交通や買物、通院等日常生活の利便性などの住みよい環境から、昭和 25 年（1950）から現在まで常に人口が増加し、令和 4 年（2022）1 月末時点の住民基本台帳は 40,549 人となっています。また、全国的に高い出生率を維持していることもあり、本町の人口は今後も増加傾向が続くものと予測されます。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計では、令和 7 年（2025）の人口は 40,586 人と推計されています。

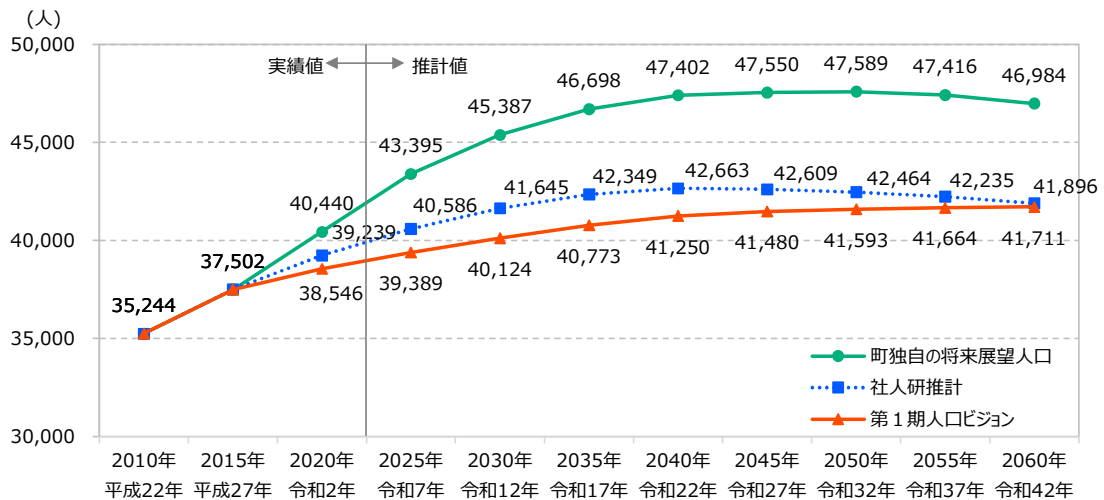
「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略<改訂版>」(平成 30 年 12 月改訂)では、令和 7 年（2025）の将来人口は 39,389 人に設定されていました。

令和 2 年（2020）国勢調査の人口集計では、本町の人口は 40,440 人と公表されており、社人研や人口ビジョンにおける推計値を上回る人口増加となっています。

そこで、本町独自の将来展望人口を令和 2 年（2020）国勢調査の人口集計を基にコーホート要因法による推計を行った結果、令和 7 年（2025）の人口は 43,395 人になると推計されます。

以上により、本計画では、令和 8 年（2026）における本町の将来人口を 43,500 人と設定します。

町の将来展望人口

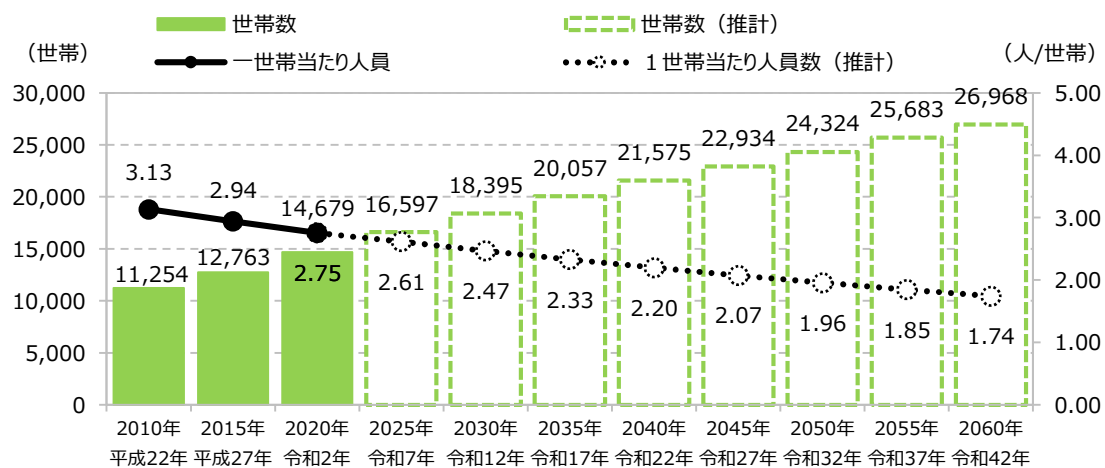


- 注) 1.平成22年（2010）、平成27年（2015）、令和2年（2020）は国勢調査による実績値。
 2.社人研推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年（2015）の国勢調査を基に算出した「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）推計）」で示している推計結果。令和2年（2020）の値は推計当時の推計値。
 3.第1期人口ビジョンは、「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)」(平成30年12月改訂)の南風原町の人口推計で設定している独自推計①の値。令和2年（2020）の値は推計当時の推計値。
 4.町独自の将来展望人口は、令和2年(2020)国勢調査人口を基に、合計特殊出生率、独自純移動率、マンション建設等に伴う人口流入を勘案し算出した将来人口の推計値。

(2) 世帯

令和7年(2025)における世帯数は約16,597世帯と推計され、1世帯当たりの人員は2.61人/世帯になる見通しです。

世帯数と世帯人員



注) 1.平成22年(2010)、平成27年(2015)、令和2年(2020)は国勢調査による実績値。

2.令和7年以降は平成12年～令和2年の1世帯当たり人員数現況値を基にトレンド推計によって算出した。

<総合計画の体系>



まちづくり目標を達成するための柱



自治・
協働

- (1) 情報の共有でひらかれたまち
- (2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち



教育・
文化

- (1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育
- (2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
- (3) 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育



健康・
福祉

- (1) ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実
- (4) 障がい者（児）・高齢者支援の充実



産業・
雇用

- (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- (2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- (3) 地域の連携で創る観光の振興
- (4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興



都市基盤・
安全・安心

- (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- (3) 利便性のよい魅力あるまちづくり



環境

- (1) 環境への取り組み



行財政

- (1) 効率的で健全な行財政運営

土地利用の基本方針

土地利用の個別方針

2. まちづくり目標と達成するための柱

まちづくり目標

1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(自治・協働)



まちづくり目標

私たちは、森・川・大地という自然の恵み、そして助け合い・支え合いという協調精神や団結心を「地域の力」として先人たちから受け継いできました。

近年の大規模災害を目にした私たちは、生命の尊さを改めて痛感させられました。生命の大切さをまちづくりの中心に据え、人と人、人と自然のつながり、そして一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、地域づくりに参加することの重要性を再認識することになりました。

本町では、平成 26 年（2014）1 月に「南風原町まちづくり基本条例」が施行されました。

その中で、「情報の共有」「町民参画」「協働」の基本原則が示されており、私たちはいま、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決め、行動する」という協働のまちづくりを実践する段階に入っています。

今後も協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場を通して町民一人ひとりの力を高める取組を進め、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

私たちは、お互いがともに考え、助け合い、支え合って、創意と工夫で地域の力を高め、自らの責任とともにまちづくりを進めていくことを基本に、まちづくり目標を設定します。

まちづくり目標を達成するための柱

（1）情報の共有でひらかれたまち

本町では、みんなで創る住みよいまちをめざし、「広報はえばる」「議会だより」をはじめ、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術の進歩に対応し、積極的に情報公開に努めてきました。

今後より一層、情報の共有を図るため、必要な様々な情報をより手軽に収集、発信、蓄積するとともに、蓄積した情報をまちづくりに活かせるよう、情報発信や町民ニーズの把握のあり方など多様な環境づくりを推進します。

（２）自ら考え、行動し、みんなで創るまち

本町では、町民自ら考え、自らの責任で行動し、みんなで協力してつくるまちをめざし、担い手の育成や「地域学校協働活動推進事業」「名人制度」等を活用した子どもたちの幅広い学びの場づくり等協働によるまちづくりに努めてきました。

そして、みんなで協力してつくるまちをめざすにあたっての^{いしづえ}礎となる「南風原町まちづくり基本条例」が制定されました。住民、行政、事業者、地域団体、公的サービスを担う新しい団体などが一緒になって様々な課題に取り組むための「拠り所」となります。

今後もより一層、自ら考え行動するための学びの充実を図るため、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう、多様な学習の場のあり方などに関わる仕組みを整え、自ら主体的にまちづくりに参画する環境づくりを推進します。

さらに、「南風原町まちづくり基本条例」の具現化を図るため、町民が気軽に参画できる多様な仕組みづくりを検討し、各字・自治会や各種団体等の活動の活性化を図ります。



まちづくり目標

2 きらきらと輝く人が育つまち



(教育・文化)



まちづくり目標

まちは人の日々の営みによって成り立っています。個人の生活だけでなく、まちをどのように住みよい場にしていくのか。それは行政や企業、多様なサービス提供者の個々の努力だけで、できるものではありません。

本町に住み、学び、働く、まちに関わるすべての人が、地域に目を向け、まちの抱える様々な課題を共有し、解決に向けて考え、決め、行動することではじめて、住みよい地域、誰もが社会から孤立することのない地域を実現できると考えます。

人々が地域に目を向け、行動に至るまでには長い時間を要するものです。「生きる力」と主体的な行動を育てていくには、学びや体験の場などにおいて、多くの人の関心を集める多様なテーマ設定と、人々が夢中になり「きらきら」と輝けることが重要となります。

家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力を発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

家庭は心のやすらぐ場、いのちを継承する場であり、特に子どもの成長において大きな影響を与えます。しかし貧困等を理由に家庭で安らぎを得られない状況が問題視されてきており、家庭で安らぎを得る経験や生きる力を育む機会が十分に得られない状況を放置すると、次の世代へ連鎖していくことが懸念されます。

子どもの自己肯定感^{※2}を高め、「生きる力」を育むため、家庭教育の重要性の周知を図るとも

※2 自己肯定感：「自分が自分であって大丈夫」という感覚。これは自分の良いところだけでなく、ダメなところ、弱いところを含めて、自分の存在を肯定できること。自分の気に入らない部分があっても、「あるがまま」の自分を認め、「あるがまま」の自分とともに生きていくという感覚を指しています。

に、公民館講座等を通じて家庭教育を考える機会の充実を推進します。

（２）地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

本町では、文化活動・学習活動の拠点となる「南風原文化センター」や「町立中央公民館」を利用した文化・公民館活動が活発である一方で、地域コミュニティの希薄化や幅広い年齢層が交流する機会が減っているなどの指摘もあります。

まちで暮らす私たちが、まちの財産（地域の行事、歴史や文化、自然、スポーツ、芸術など）に気づき、まちづくりに主体的に取り組む町民を育てることを「ふるさと教育」と捉えます。一人ひとりが、まちの財産を通じて活気と魅力ある地域づくりを担い、「きらきら」と輝くことができる環境づくりを推進します。



（３）個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

本町は、教育現場での ICT^{※3}の活用、地域支援コーディネーターの配置による地域学校協働活動推進事業の充実化など、学校と地域が連携して子どもを育てる環境が整いつつあります。今後は、子どもの成長に応じた切れ目のない支援、地域並びに子どもに関わる各種団体等との更なる連携が求められています。

子どもたちは、無限の可能性を秘めた未来の宝です。子どもたちが個性や可能性を伸ばし、心豊かに、たくましく育つことは本町の大きな目標です。地域と連携しながら、一人ひとりが自己肯定感を高め、個性を認め、夢を育み、将来の自立に向かって安心して学び、体験することができる学校教育を推進します。



※3 ICT：「Information Communication Technology」の略語で、直訳すると情報伝達技術となります。スマートフォン等の普及に伴い、これまでの「IT（情報技術）」から一歩進めて、情報技術を活用したコミュニケーションの重要性を表現した言葉です。

まちづくり目標

3 | ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち



(健康・福祉)



まちづくり目標

年齢、性別、国籍、出身地、障がいの有無、経済状況、貧困等それぞれの抱える悩みや困難に関わらず、町民一人ひとりが「南風原町に住んで良かった」と実感できることをまちづくりの基本とします。

まちの住みよさは、一人ひとりの生活の質（自分らしい生活を送ることで得られる幸福感や満足度）の向上につながると考えます。誰もが安心して住み続けることができる、住みよさを実感できるためには、行政と町民、支援を受ける側と支援する側、保健・福祉・医療などといった区分をすることなく、「ともに」まちをつくりあげていくことが必要です。

本町は今後も人口の増加が見込まれます。人口の増加によって、必要となる公的サービスの増大、コミュニティの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、格差の増大など様々な変化も予測されます。

専門性を必要とする保健・福祉・医療サービス等の基盤整備とネットワークの充実に加え、身近な場所で集う場や機会、人と人のつながりなどを通じ、誰も社会的に孤立させない環境づくりを行政と町民、地域や企業、NPO 等と協働で推進します。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) ちむぐくで支えあう安心して暮らせるまち

本町は、行政と町社会福祉協議会が連携し、「南風原町地域福祉推進計画」を上位計画として位置づけ、各種個別計画を連動させて福祉施策を推進しています。

今次計画においては、すべての町民が社会的に孤立することなく、安心して健康的に暮らすことができ、「南風原町に住んで良かった」「これからも南風原町に住み続けたい」と思える社会に向け、困難を抱える人を支えるネットワークの構築、地域課題を的確に捉え解決することのできる人材の育成と連携に向け環境を整えます。

そのため、行政と地域、保健・福祉・医療の関係機関、教育機関、企業、NPO 等との連携を強化するとともに、それをつなげる人づくりを推進します。加えて、町民の悩みなどを総合的に受け止め

る相談体制、身近な場所で人が集うことができる機会の充実など、多様なつながりを通じた支えあう地域づくりをめざします。

（２）健康づくりの推進

本町は、町民の生活の質の向上と国民健康保険等社会保障制度の安定運営に向け、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防の推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防対策に取り組みます。

今後とも、誰もが安心して住み続けることができ、一人ひとりの生活の質を向上していくためには、多方面からの健康づくりに対する支援の充実が求められています。

妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援体制の確立により健康長寿の実現をめざします。



（３）子ども・子育て支援の充実

本町は、将来的な保育、教育ニーズを見据えながら、各種保育サービス等の充実と待機児童の解消に向けた環境整備等に取り組んでいます。

将来にわたって人口増加傾向を維持するとともに、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりのために、子ども・子育て支援の充実は不可欠となります。

各種保育サービス等の充実を図るとともに、貧困等を理由に子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、行政と関係機関等が連携した包括的な支援の提供など、安心して子どもを生み育てるための支援の充実を図ります。

（４）障がい者（児）・高齢者支援の充実

本町は、障がい者（児）及び高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービス等の提供を行っています。

町民がともに支えあう共生社会の実現に向けては、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めていくための取組が必要です。また今後、高齢者数が増加することを見据え、介護予防の推進と

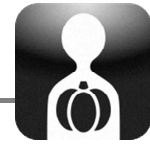
認知症への理解を深めていくことが必要となります。

利用者のニーズを踏まえながら、障がい者（児）福祉、高齢者福祉、介護保険など各種サービスの充実を図るとともに、相談対応や日常的な交流等を通じて社会参加や自立を支える支援体制を強化します。

まちづくり目標

4 工夫と連携で産業が躍動するまち

(産業・雇用)



まちづくり目標

本町の産業は、都市化の進展が著しい中、農業・商工業・伝統工芸等を基盤に発展し、近年は医療・福祉施設、大型商業施設などが集積し、活性化してきました。また、町観光協会が設立され、観光振興に向けた推進体制が整いつつあります。

人々のライフスタイルや価値観の多様化、産業における技術革新が目覚ましい現代社会において、大量生産・大量消費からの転換、ワークライフバランスの意識など生産活動や働き方について、新たな対応が求められています。

活力ある産業は、地域経済を活性化させ、働く場を創出するだけでなく、豊かな町民生活につながる基盤となることから、地域に根ざした産業振興に取り組みます。

地域に根差した産業は、地域に支えられ、創意・工夫と連携によって活力を維持し、それが持続することで信頼が生まれ、魅力ある産業へとつながります。

私たちは、個々の産業が自主的に力を発揮し、産官学金等の連携により、多様な働く場をつくる「工夫と連携で産業が躍動するまち」をめざします。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

都市近郊に位置する本町の農業は、ブランドとして定着している「かぼちゃ」をはじめ、「ストレリチア」「スターフルーツ」の拠点産地であり、「ヘチマ（食用）」は生産量日本一であるなど、精力的な生産活動が営まれています。

そのような中で、これまで安定した生産・出荷・供給体制をはじめ、担い手育成など生産活動の支援に取り組んできました。

今後とも農業振興を図るため、安全・安心で信頼される農畜産物の安定的な生産・出荷・供給

体制の充実やブランド力の向上へ取り組むとともに、商工業や他産業との連携による新たな展開、若い人をはじめとする多様な人材が農業をしたいと思える環境づくりを推進します。

また、都市に近い農地は快適なみどりの空間として風景の一部となっていることから、農地と市街地が共存し、調和できる農地の利用を推進します。

(2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

本町の商業は、大型ショッピングセンターをはじめ、娯楽・レクリエーション施設、都市基盤を活かした津嘉山地区の沿道商業施設の集積、地域内の個性的なカフェ等の小点が点在するなど、多種多様な形態で営まれています。また、印刷団地の立地により印刷業が集積しているなど、これまで、商業・製造業が持続的に活動できる環境づくり・支援に取り組んできました。

今後とも、交通の利便性をはじめ都市近郊である立地条件、集積している事業所や施設など本町の強みを活かした取組を推進し、働く場が創出され、地域経済が活性化する賑わいのある空間づくりを推進します。また、既存の製造業の自主的発展ができるよう、地域とともに歩む環境づくりも推進します。

さらに、チャレンジしたい起業家の支援をはじめ、企業や新規産業の誘致及び支援に努め、新たな賑わい・活力づくりに取り組みます。

(3) 地域の連携で創る観光の振興

本町においては、観光への活用も期待される南風原文化センターが整備されたのをはじめ、町観光協会を中心として、地域資源を活かした観光振興の新たな発展への足掛かりができました。

それを契機として、積極的な観光情報の発信や「体験宿泊（民泊）」「綱曳きツアー」「かすりの道ツアー」「古民家を活用したイベント」など地域資源を掘りおこし、観光メニュー設定に取り組んできました。

今後は、これまでの平和学習や「琉球かすりの里」「飛び安里」「脚本家の金城哲夫」等の地域資源の活用推進をはじめ、プロスポーツチームなどのキャンプ地等としての新たな魅力づくりに努めます。また、これらの自然・文化・歴史・スポーツ等の地域資源だけでなく、地場産業及び観光関連産業など「地域資源と人（産業）」との連携による新たな展開を図るとともに、それを支える人材の発掘・育成を図ります。

さらに、町内だけにとどまらず、町外の団体等と協力し相乗効果をもたらす観光振興に取り組めます。

(4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

本町の工芸産業は100年の長い歴史と伝統を有し、県内有数の産地となっている琉球絣と南風原花織があり、これまで担い手育成をはじめ、販路開拓、イベント開催などへの支援に取り組んできました。

今後とも町が誇る伝統工芸産業の振興を図るため、町民向けのイベント開催など町民が親しむことのできる環境づくりをはじめ、担い手育成、販路開拓、町内外への情報発信の強化、観光関連

産業との連携などを図り、経営環境が改善され産業として自主的発展ができるよう、支援に取り組めます。

まちづくり目標

5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち



(都市基盤・安全・安心)



まちづくり目標

人は暮らしの礎に安全・安心を求め、さらに利便よく快適さのある暮らしを望みます。特に東日本大震災以降「安全・安心」は、まちづくりの重要なキーワードとなっています。

急速な都市化が進展した本町は、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）等の緑をはじめ、国場川等の河川など自然環境が今でも残されており、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす貴重な財産です。

その貴重な財産を活かした自然環境と共生する都市づくりは、暮らしに潤いや利便性をもたらすだけでなく、防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素となります。

このため、防犯・防災対策が充実した安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、自然環境と都市の利便性が共生する「みどりとまちが調和した安全・安心なまちづくり」をめざします。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安全・安心に暮らせるまちづくり

安全で安心に暮らせる環境は生活条件の基礎です。

本町では、安全・安心に暮らせるまちをめざし、これまで、道路における安全な歩行空間の確保や防犯を考慮した公園、防災拠点となる総合保健福祉防災センターの整備、防災マップの見直し、各字・自治会及び団体と協力した防犯・防災活動等に取り組んできました。

今後とも、町民等への防犯・防災に関する情報提供の充実をはじめ、地域力（地域の目）が発揮できるまちづくり・体制づくりを推進するとともに、行政及び関係機関との連携強化、安全面を考慮した施設・設備の整備に努め、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（２）快適で文化的に暮らせるまちづくり

本町のまちの良さは、三大森等の自然と都市の利便性の両面があることです。

これまで、都市基盤の整備をはじめ、貴重な自然環境の保全など、本町の良さを活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後とも本町の良さを活かし、三大森をはじめとする公園・緑地と河川（国場川・宮平川・長堂川等）の緑と水のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。

生活基盤の面では、急激な市街化が進展した反面、道路の幅員が狭く、歩道等が未整備な箇所もあることから、地域毎のきめ細かな住環境整備を図ります。また、個性的で快適な地域づくりを推進するため、地域との協働による取組を推進します。

さらに、人口増加に伴い下水道の処理需要は増大することから、地域の現状に合わせた計画的な対応を推進します。



（３）利便性のよい魅力あるまちづくり

本町においては、那覇空港自動車道をはじめ、国道 507 号バイパス、県道 82 号線及び 241 号線等の幹線道路の整備が進み、与那原・南風原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。

今後は、これらの社会資本を活かした土地利用を進めると同時に、高齢社会や持続可能な循環型社会に資する公共交通の充実した利便性のよい魅力あるまちづくりに取り組みます。

まちづくり目標

6 環境と共生する美しく住みよいまち



(環境)



まちづくり目標

私たちが心豊かな生活を営む上で環境は重要な要素であり、環境を守り・改善し、将来にわたって良い環境を残すことは私たちの責務です。

地球環境は温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など悪化の一途をたどっており、これらは自然災害への影響も懸念されるなど、地球規模の環境問題が身近な日常生活にも直結する深刻な事態になっています。

また、COP21（パリ協定）では京都議定書に続く、2020年以降の新しい地球温暖化対策の枠組みが示されるなど、世界的な取組も新たなステージに入ってきました。

環境問題は、一朝一夕に解決するものではないことから、継続して取り組むことが大切です。

私たちは、身近な生活環境だけでなく、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために、環境に関する意識の普及・啓発活動をはじめとした取組を推進し、できることから一歩ずつ主体的に取り組むことで「環境と共生する美しく住みよいまち」をめざします。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 環境への取り組み

本町では、これまで生活に身近な取組として「はえばる版リサイクルループ」や「資源ごみ回収事業」「5R※4活動」の普及・啓発活動をはじめ、小学校における「買物ゲーム」等の環境学習、町民参画によるクリーン活動、不法投棄の防止活動、公害防止活動などを進めてきました。

今後も循環型社会の構築に向けて、物を大切にすることを中心に、ごみの減量化・資源化の普及・啓発活動や環境学習等の充実を図るとともに、これらの活動を持続的に取り組むことで、

※4 5R：リフューズ（不必要なものは断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リペア（修理する）、リサイクル（再資源化する）の5つの頭文字を5Rといいます。

町民が日常生活の中で環境を意識した活動が実践できるよう努めます。また、公害の未然防止や生活環境を保全するため、公害の要因や不法投棄に関する広報活動・巡回パトロール等の強化に向けた取組を推進します。

地球温暖化をはじめ、省エネルギーなどの環境問題については、環境学習をはじめとする普及・啓発活動に努めてきました。

さらに、環境問題を私たちの身近な問題としてとらえ、できることから地道に取り組むことで、次世代へ美しい環境を引き継ぐことをめざします。

3. 土地利用構想

1 節 土地利用の基本方針

町民の生活や生産活動を支える基盤である土地利用については、町の人口増に伴う住宅地や新たな産業拠点地の形成など、今後 10 年を見越した町の姿を具現化する計画とします。

町民が求める町の姿としては、都市と農村の調和のとれた町を望んでおり、住宅地、産業拠点地の供給に対しても、需要に対する供給量を踏まえ秩序あるコンパクトな都市形成を行います。また、森林や農地、水辺などの自然的土地利用については生態系ネットワークや景観資源として保全活用を図り、多様な生物が生息する美しいまちづくりを推進します。

さらに、安全・安心なまちづくりを実現するため土地の履歴や形状から、災害リスクの高い地域については、適切な規制を行います。

2 節 土地利用の個別方針

(1) 住居系

①都市基盤整備地区

津嘉山北土地区画整理事業地区は、計画的な基盤整備とともに地区計画を併用した計画的な市街地形成を推進しています。本町の新たなまちの顔として、利便性を備えた安全で快適な生活環境の創出を図ります。

②住環境整備地区

戸建て住宅や集合住宅を主体とした良好な住環境による市街地形成が見られる住宅地区にあつては、身近な店舗や生活利便施設などの立地を推進し、快適で利便性の高い住環境地区としての市街地形成を図ります。

また、スプロール的な住宅開発が進み、道路などの基盤整備が十分に進んでいない地域においては、生活道路等の基盤整備を推進し、アクセスの向上や安全で快適な住環境の創出を図ります。

③既存集落・田園住宅地区

昔ながらの集落形態を残す既存集落地区については、地区の歴史文化的資源や地域固有の石垣・生け垣などが見られ、歴史と落ち着きを感じさせるたたずまいのある住環境・集落景観を維持しています。これら歴史的たたずまいのある集落環境の維持と、価値や住環境の質を高めるための環境整備を推進します。特に、緊急車両等が通行できない狭隘道路地域にあつては、道路の拡幅

やオープンスペースの確保等により安全・安心な住環境の形成を図ります。

また、住宅の集積が見られる地区にあつては、新たに住宅地を整備する際には、既存の道路や排水など基盤との調整及び整合を図るとともに、緑豊かで潤いのある田園住宅整備に努めます。

④計画的誘導地区

既存集落は、低層住宅を基本とした良好な住環境の維持・保全を図ります。

また、地区の特性に応じた基盤整備のあり方について検討し、優位性の高い地域や、幹線道路の沿道においては、環境保全を図りつつ、都市的土地利用の需要に対しても適切な誘導を図ります。

(2) 産業系

①商業地区

国道 329 号や 507 号及び那覇空港自動車道南風原北インターチェンジ周辺には、広域的な集客力のある商業施設が立地しています。広域幹線道路沿道においては、地域の魅力ある賑やかな商業地を形成するため、商業機能を核とし、観光、交流機能を含め多様な都市機能を誘導します。

また、建物の前面空間の確保、景観に配慮したサイン（看板や標識等）の配置や植栽、街路樹等による緑化の充実など、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

②工業・業務地区

沖縄自動車道那覇インターチェンジ、那覇空港自動車道と国道 329 号南風原・与那原バイパス、国道 507 号バイパスなどをはじめとする幹線道路が結節し、都市機能のポテンシャルが高まっています。恵まれた交通ネットワーク環境を生かした都市機能の整備や産業振興を図ります。

特に、南風原南インターチェンジ周辺、南部東道路インターチェンジ周辺については、基盤整備を含め新たな産業の誘導や町内産業の移転用地として活用できるよう土地利用を推進します。

また、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの立地に伴い、医療関連施設の集積が進んでいます。今後とも医療関連施設の誘致を推進するとともに、環境学習及び健康・医療・福祉と合わせて、健康・医療・福祉の拠点形成を図ります。

(3) 公共系

①公園整備地区

地域住民の身近な憩いの場としての公園や、黄金森公園のように歴史・文化・スポーツまとまった緑地の保全に貢献する大規模な公園があります。今後とも地域の交流・スポーツの増進、歴史・文化の継承、緑地の保全と機能向上などを図る対策を推進します。また、森林と河川とが一体として連なった多様性のある自然生態系の保全・創出と活用を図ります。

(4) 自然系

①森林・斜面緑地等保全・活用地区

新川森、黄金森、高津嘉山などの骨格となる斜面緑地は、景観資源として、また多様な生物の生息（生育）域としても重要であり、その他の緑地を合わせて保全を図るとともに、公園や河川と連携し生態系のネットワーク形成を図ります。

また、斜面緑地の一部には地すべりの危険箇所があることから、危険箇所周辺における宅地利用については危険防止に係る指導強化を行います。

②河川（水系）

国場川、安里又川、宮平川、手登根川、長堂川などの水辺空間については、浸水や冠水被害対策の向上と、水質の改善を図るとともに、地域住民の憩いの場となるよう、安全面に配慮した親しみのある環境づくりを推進します。

(5) 農業系

①農用地保全地区

農用地保全地区は、土地改良等による農業生産基盤が整った優良農地であり、農業生産の向上を図るよう、一層の基盤強化を推進するとともに、農地の有効活用や担い手育成に努めます。

また、農地が持つ多面的な機能特性を踏まえ、自然環境の保全や観光的利用など、複合的な利活用を図ります。

(6) その他

①墓地環境整備地区

斜面緑地等を利用して整備された門中墓などは、緑地と一体となり良好な環境を維持しています。一方、新川地区に広がる墓地は、無機質な空間が形成されていることから、緑化等による修景を施すなどして、墓地環境の整備に努めます。

3節 新規土地利用地区

今後、新たな土地利用の展開を検討する地区をゾーンとして設定し、計画的な土地利用を推進します。

○賑わい交流ゾーン

国道 329 号と県道 82 号線及び 241 号線が交差する兼城十字路から南風原町役場一帯を行政や学校及び企業等の都市機能の集積を図った、本町の中心機能としての賑わいと交流のある都市拠点形成をめざします。

○歴史・文化ゾーン

本部、喜屋武、照屋の集落及び周辺地区は、市街化区域編入後も伝統文化及び集落環境の保全に努め、歴史・文化拠点として位置づけます。伝統産業である琉球絣、南風原花織などの伝統産業の振興とともに、歴史文化的資源を生かした拠点形成を図ります。

○広域商業ゾーン

大規模商業施設が立地する宮平地区一帯を広域商業拠点として位置づけます。那覇空港自動車道南風原南北インターチェンジや国道 329 号南風原・与那原バイパスの広域交通の利便性を生かした広域的な商業施設の集積を促し、賑わいと活力のある広域的な商業・交流拠点の形成を図ります。

○複合機能集積ゾーン

既設の印刷団地周辺を複合機能集積拠点として位置づけます。市街化区域に隣接する農用地区域は、農地の持つ多面的な機能を活かした新たなまちづくりのあり方を検討し、市街地環境の形成を図ります。

○新規産業集積ゾーン

産業振興の新たな拠点として、交通利便性の良い南風原南インターチェンジ周辺や南部東道路のインターチェンジ周辺地区等を新規産業集積拠点として位置づけ、新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、地区の実態を踏まえた可能性調査を実施し、実現化に向けた検討を行い、新規産業集積の拠点形成を図ります。

○医療福祉・業務・環境学習ゾーン

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター一帯を医療拠点として位置づけ、広域的な医療拠点としての機能を担う、医療関連施設が集積した拠点形成を図ります。

また、新川森などの斜面緑地に囲まれ、自然環境に恵まれた一帯や環境学習や健康増進が行える「環境の杜ふれあい」を拠点として位置づけ、環境・健康・医療・福祉が一体化した拠点形成を図ります。

